

新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する 「ワンヘルス」の実践に関する決議

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても感染者数が増加したことから、政府は、令和2年4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、更に4月16日にはその対象を全都道府県に拡大しました。本感染症の影響は、日本国民が待望していた東京オリンピック・パラリンピックの開催延期など、国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）とされています。同様に、近年話題となったSFTS(重症熱性血小板減少症候群)、MERS(中東呼吸器症候群)、SARS(重症急性呼吸器症候群)、新型インフルエンザ、狂犬病、BSE(牛海綿状脳症)、エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり、その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ、平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に、全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し、全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として、平成28年11月には「第2回世界獣医師会－世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し、世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました。また、令和2年5月22日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた「ワンヘルス」の実践に関する共同声明」を公表し、本感染症の早期収束に向けて努力するとともに、将来におけるパンデミックの再発を阻止する「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました。

しかしながら、我が国における人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。今回の新型コロナウイルス感染症への対応においても、日本医師会は政府の緊急事態宣言に先んじる4月1日に医療危機的状況宣言を発出し、崩壊の危機にある医療現場の窮状を訴えられました。一方、「ワンヘルス」実践のパートナーである獣医療における国、地方自治体及び民間における「ワンヘルス」の実践体制は十分とは言えない状況となっています。現に、SFTSは野生動物からダニを介して人に感染するほか、犬や猫からも一般市民や獣医療関係者に感染した症例が報告されています。また、新型コロナウイルスも人から猫へ、猫から猫へ感染することが報告され、更に猫等から人への感染の可能性も危惧されるところです。

このように、近年の新興・再興感染症はすべて動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず、動物から人への感染症は厚生労働省の所管、動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管という縦割りとなっています。しかも、犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては、両省の所管事項に関係しない限り、担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり、必要な感染症対策が後手に回り、再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を受けることが強く懸念されます。

以上のことから、日本獣医師会は、下記のとおり我が国における動物由来の人と動物の共通感染症等への迅速かつ的確な危機管理体制の早急な確立を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に一層尽力して参ります。

記

- 1 人の医療との連携・協力を一層発展させるとともに、人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」の実践に主導的な役割を果たすべきことを認識し、率先して行動する。
- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門について、動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け、家畜・家禽のほか、愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発、水際防疫等の実施体制を確立する。
- 3 緊急事態における国と地方の適正な役割分担の下、地方における感染症防疫をはじめ緊急事態措置の実施体制の強化を図るとともに、アジア獣医師会連合、世界獣医師会、国際獣疫事務局等との連携による新興感染症等の未然防止及び被害軽減を図る。

以上、決議する。

令和2年6月8日 公益社団法人 日本獣医師会 令和2年度第1回理事会 承認
令和2年6月23日 公益社団法人 日本獣医師会 第77回通常総会 採択